

令和元年 第10回

苓北町農業委員会総会会議録

うちも佐伊津にキャベツを作っていますが、キャベツは早く植えなるとですよ。それが被害を受けまして、ずっと被害対策で今日の昼までかかるようです。また次が来るような感じでですね、台風に悩ませられる秋口じゃないかと思っております。

この前の報道によりますと、十代の女の子が痛切に地球温暖化を訴えていました。涙ながらの訴えがありましたけれども。前から言われていたことが、対策されていないようです。結局は困る人が相当出てくるわけですね。私達農業にしても自然相手の仕事ですから、強い台風が来るなあと感覚的な感じですけど。そういう気がします。

それとコスモスの件ですが、園長先生からお礼の言葉をいただき恐縮しておりますが、そういう効果もあったのかなと美観を保つ、荒廃地の解消と兼ねた効果が現れたということで、私達もまだ済んでおりませんが、取り組んで良かったなと終われば良いなと思っております。草が大夫植わっております、一部事務局の方で引いてもらっています、今となっては花と丈比べしております。

コスモスもちよっと徒長気味ですから。台風が過ぎてからでもですね、被害がなければよかったですけど。鎌で切ったぐらいでよかつじゃなかかと思っております。そういうことも今日は話し合ってもらいたいと思います。新聞の件も後ほど説明があると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。

本日は小野委員・塚田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の荒木義孝委員さんと3番の坂西庄三委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和元年10月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の畑1筆、面積は、168㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、隣接する宅地に居住しているが、住居が老朽化し不具合が生じている。また、駐車スペース等もなく手狭であり、現居住地と申請地に新築するために転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅として転用したい。」ということです。

申請地は、4ページから5ページをご覧くださいと思いますが、場所は富岡八区公民館付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、第1種農地ですが、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される場合は、例外的に許可をすることができています。以上でございます

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。

申請地右の所有者の方は、こちらに居住されていません。出入り口が1 mぐらいしかありません。左側は2 m 5 0 c mぐらいあります。そちら側を歩いて車の出入りをするようになります。そうしないと車が行き来できません。面積は1 6 8 m²ですけど、譲渡人が譲ってくれるわけですけど、分筆して譲られるようです。入り口がないものですから、そういうことです。

議 長

申請地がないと、進入路がないということですかね。

荒木委員

そういうことです。排水についても、隣接する畑の方へ了解を取ってあります。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

議 長

(あった場合)
他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

6 ページをお開き願います。整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、荅北町志岐の畑1筆、面積は、2 0 5 m²です。
転用の目的は、個人住宅です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、実家住まいだが、結婚し子どもが生まれたため手狭となり、新築するための土地を探していた。申請地は生産性が低く、役場や小学校、実家にも近いため転用申請に至った次第である。」ということです。

申請地は、7ページから8ページをご覧くださいと思いますが、場所は町道馬場線沿いの志岐集会所付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、役場から300m以内にあるため第3種農地になります。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

平井委員

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。畑としては機能しないところでした。普段から駐車もされているようで、譲受人には船に乗っているので会えませんでした。周りの同意とかはとっていないということでした。

議 長

これは、後からとることになっているんですか。

事 務 局

同意が必要なのは、隣接する農地については必要なんですが、申請地に隣接している農地がないので書類としては必要ありません。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

議 長

(あった場合)
他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

日程第3、議案第15号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、9ページをお開きください。日程第3、議案第15号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和元年10月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

10ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

所有権移転が1件ございます。

面積は田1筆 589㎡です。明細は11ページに記載しています。

所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、所有権を移転する者、所有権の移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第15号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 全国農業新聞の普及について
2. 人・農地プランのアンケート配布・回収について
3. コスモスの摘み取りについて
4. 研修会の出欠について
5. 活動記録簿の提出について
6. 農業委員等の綱紀の保持について

次回、令和元年第11回総会は、令和元年11月8日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和元年第10回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時21分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
